

お知らせ

令和4年2月22日
宇部市総務財務部契約課

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いますので、お知らせします。

記

1 工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法の見直しについて

入札執行における効率性の向上及び制度の統一化を図る観点から、以下のとおり現制度を改正します。

【改正内容】

工事に係る最低制限価格及び調査基準価格について、円単位（小数点以下切捨て）から千円単位（千円未満切捨て）に算出方法を改正します。

※工事以外の入札に関しては従来どおりです。

（土木系工事の算出例）

費目	金額（円）	計算式	計算額（円）	改正後
直接工事費	1,770,610	直接工事費×10/10	1,770,610	←
共通仮設費	397,000	共通仮設費×9/10	357,300	←
現場管理費	997,000	現場管理費×8/10	797,600	←
一般管理費	693,390	一般管理費×7/10	485,373	←
工事価格	3,858,000	最低制限価格	3,410,883	3,410,000
判断基準額（調査基準価格×0.98）			$3,410,000 \times 0.98 = 3,341,800$	3,341,800

※判断基準額（調査基準価格×0.98）は従来どおり（円単位）です。

2 解体工事に係る入札制度の見直しについて

解体工事に係る本市の入札制度及び落札状況を踏まえ、競争性の確保等の観点から、以下のとおり現制度を改正します。

【現行】

解体工事を最低制限価格制度の対象とし、予定価格の75%を最低制限価格とする。

【改正後】

予定価格が500万円を超える解体工事について、低入札価格調査制度の対象とする。

また、「宇部市低入札価格調査判断基準」に規定する判断基準額の対象外とする。

※他の工種に関しては従来どおりです。

<例>

予 定 価 格 : 10,000,000 円

調査基準価格 : 9,000,000 円 (改正後 : 低入札価格調査制度)

最低制限価格 : 7,500,000 円 (現 行 : 最低制限価格制度)

(入札状況)	【現 行】	【改正後】
A社 : 1,100 万円 予定価格 : 1,000 万円	予定価格超過	予定価格超過
B社 : 950 万円 調査基準価格 : 900 万円	有効	有効
C社 : 850 万円	有効	低入札
D社 : 800 万円 最低制限価格 : 750 万円	<u>有効 (落札)</u>	低入札
E社 : 700 万円	無効	低入札
F社 : 650 万円	無効	<u>低入札</u>

【現 行】

A社は有効な入札であるが予定価格超過、B・C・D社は有効な入札、E・F社は最低制限価格未満の入札で無効。

最低制限価格以上予定価格以下の入札で、最も価格の低いD社が落札者。

【改正後】

A社は有効な入札であるが予定価格超過、B社は有効な入札、C～F社は低入札価格調査の対象(判断基準額による失格制度なし)。

最も低い価格で入札した業者(F社)から順に低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行に問題がないと判断した段階で調査を終了し落札者を決定。低入札価格調査により全ての業者(C～F社)が失格となった場合、B社が落札者。

3 施行日

令和4年4月1日 (以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用)

4 その他

関連する実施要領等につきましては、後日、市ウェブサイトに掲載します。